

手続きのながれ

補助金交付の手順 (① → ⑨ の順番でお願いします。)	
① 事前相談 ⇨	申請予定の空家等が、補助対象となるかどうか事前にご相談ください。
↓ 補助対象の場合	※ 補助金交付申請に必要な書類 (工事着手前に提出) <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 津山市特定空家等及び危険空家除却事業補助金交付申請書 (様式第1号) <input type="checkbox"/> 補助対象となる空家等のうち建築物の登記事項証明書 (未登記の場合は、固定資産評価証明書) ※未登記で固定資産評価証明書へ補助対象となる空家等が記載されていない場合、申立書 <input type="checkbox"/> 申請者の住民票の写し (申請者が相続人の場合は、戸籍謄本等の相続関係が分かる書類) <input type="checkbox"/> 津山市及び申請者住所地の自治体の市税等の滞納がないことを証する書類 <input type="checkbox"/> 除却工事の施工場所及び施工内容の明細が記載された見積書 ※見積書は出来る限り2社以上から取得し、比較検討してください。 <input type="checkbox"/> 補助対象となる空家等の現況写真 (全体を撮影したもので撮影日のあるもの) <input type="checkbox"/> 所有者 (所有者が亡くなっている場合は、相続人) が複数人の場合、除却工事を実施することについて全員の同意書 <input type="checkbox"/> 代理受領 (予定・変更) 届出書 (様式第2号) (代理受領による場合に限る)
	② 補助金交付申請 ⇨
↓	
③ 補助金交付決定	
↓	
④ 工事着手 ⇨	必ず補助金交付決定通知書受領後に契約締結、工事着手してください。
↓	
⑤ 工事完了	
↓	※ 補助金実績報告に必要な書類 (工事完了後に提出) <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 津山市特定空家等及び危険空家除却事業実績報告書 (様式第5号) <input type="checkbox"/> 除却工事に係る契約書の写し (契約日が補助金交付決定日以降) <input type="checkbox"/> 除却工事の施工前、施工中及び施工後の複数箇所の写真 (撮影日のあるもの) <input type="checkbox"/> 建築基準法第15条第1項の規定による届出の写し (建築物除却届) <input type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第1項の産業廃棄物管理票の写し (E票) <input type="checkbox"/> 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法) 第10条第1項の規定による届出の写し/届出済証 (ステッカー) の写し (延べ面積80㎡以上の建築物に関するもの) <input type="checkbox"/> 工事費の支出に係る証拠書類の写し (請求書及び領収書の写し) 【施工場所及び施工内容の明細が記載されたもの】 (代理受領による場合は、津山市特定空家等及び危険空家除却事業補助金交付要綱で定める領収書の提出が必要) <input type="checkbox"/> 内訳報告書 (様式第6号) (代理受領による場合に限る)
	⑥ 実績報告書 ⇨
↓	
⑦ 補助金額の確定	
↓	
⑧ 補助金請求 ⇨	※ 支払に必要な書類 (補助金額確定通知受領後に提出) <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 請求書及び口座振替依頼書 (請求額、金融機関名、口座番号、口座名義人等記入) <input type="checkbox"/> 代理受領に係る委任状 (様式第7号) (代理受領による場合に限る)
↓	
⑨ 補助金支払 ⇨	指定口座へ補助金を支払います。

【問い合わせ先】 〒708-8501 岡山県津山市山北520番地

津山市環境福祉部環境生活課 空家対策係

TEL 0868-32-2037 FAX 0868-32-2158

E-Mail kankyou@city.tsuyama.lg.jp

ホームページ <https://www.city.tsuyama.lg.jp>